○八女西部清掃工場等建設等基金条例

(昭和56年10月19日 条例第27号) 改正 平成12年8月7日条例第3号

(目的)

第1条 八女西部清掃工場等建設等のため、八女西部清掃工場等建設等基金(以下「基金」 という。)を設置する。

(積立て)

第2条 毎年度基金として積み立てる金額は、予算に定める範囲内とする。 (管理)

- 第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により、保 管しなければならない。
- 2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。 (運用益金の処理)
- 第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り 入れるものとする。

(繰替運用)

- 第5条 組合長は、支払上現金に不足が生じたときは、基金に属する現金を歳計現金に繰り 替えて運用することができる。
- 2 前項の規定により繰替運用した現金は、当該年度内に返還しなければならない。 (処分)
- 第6条 組合長は、第1条の目的に充てる場合に限り、歳入歳出予算に計上して、基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、組合長が別に定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年8月7日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。